

務省衛生局長後藤新平に至っては鉱業停止を撤回している。(1)(8)

ここには足尾銅山の国への貢献を優先し、鉱毒被害の大きさを犠牲にする政府の確固たる方針を示すものである。

しかし、鉱毒被害の激しさから、内容はともかく鉱業停止派を納得させ得るような厳しい鉱毒予防工事命令を鉱業主に課すことが求められたのである。(13) 勿論鉱業主がそれを受けるといふ事が前提であった。(2)

第一回に続く第二回鉱毒予防工事命令

令も鉱廃水、鏝、捨石等堆積物対策についての総括的な内容となっている。その直後に出示された**第三回鉱毒予防工事命令**(注(3)農商務大臣大隈重信)は命令書に見るように、三十七項目に渡り、具体的な方法について細かく指示されている。例えば、坑水は生石灰乳の攪拌法を用いて沈殿池に導くべし。(第一、二、項)

沈殿池の面積(第五、六項)、沈殿池の構造(第九項)、堆積物の処理(第十一から十三、十五から十八項)煙害対策(第三十項)等で、更に完成期日(第三十二項)まで厳しく定められている。この**第三回鉱毒予防工事命令**の厳格さから考へる時、鉱業停止同然に思える内容であり、これを受ける側にとっても諦めざるを得ないものとなっている。それにも拘わらず鉱業主古河市兵衛は鉱業継続の意思強く工事を命を受けたのである。(2)

しかし、当初からそこには予防工事遂行に向けて調査委員会すなわち政府と鉱業主との間で暗黙の了解があったとの疑問が指摘されている。(1)(5)(13)

その一つが煙害防除であり、当時確立した技術は世界になく、脱硫塔は手探り状態で始まったがほとんど効果なく、そ

の後何度か改善指示が出されている。(8) 更に、製錬過程で出る亜硫酸ガスは総て煙道を通って脱硫塔へ行くのではなく、水套式熔鉱炉の亜硫酸ガス(確かにこの過程の亜硫酸ガスが一番多い。)だけであり、焼鉱(後に生鉱吹で省略)、練銅工程で出る亜硫酸ガスは免れているのである。(会報六号の表二、足尾銅山の銅製錬で焼鉱、練銅から出る亜硫酸ガスは脱硫塔に導かれている様に記載したが、間違いなので訂正したい。)

その他浄水のための沈殿池にしても、堆積物の対策、更に堰堤についても当時の技術もさることながら竣工期間まで制約された中では効果は限定的と言わざるを得ないものであった。(10)(13)

当時の農商務大臣注(3)大隈重信は「田中君の主張は知っている。しかし、天下の学者、その道の専門家が鉱毒予防は方法があると言っているのであるから鉱毒予防をやらせて、効力が現れなければ鉱業停止となろう」と述べている。(5) かくして、**第三回予防工事命令**は着工し、古河側資料によれば、延べ人数五十八万人、総工費百四万円を要したとされ、電力のおかげで、昼夜を問わず作業が行われ、その年、期日内に完成している。ここに、足尾銅山は辛うじて鉱業停止を免れたのである。(2)

日清戦争後経営を踏まえ政府としては足尾銅山を国力増強になくしてはならない存在であることを意味するものであり、正に「銅は国なり」という時代背景である。(鉄鋼は当時輸入品)(3)

因みに当時鉱物資源に乏しい日本の銅は一時世界三位の産出国であり、そのほとんどが輸出され、かつ足尾銅山は日本産出銅の四〇%前後を生産してい

たことを付け加えておきたい。(3)

この予防工事命令により一時鉱害反対運動は下火になつてはいるが、生活の糧を失った多くの被害民は国に対し地租減免を請願し、一部認められている。(1) その後も洪水による被害は容易に収まる気配はなく、「東京押出し」は何度か決行され、一九〇〇年(明治三十三年)第四回押出しでは所謂「川俣事件」に発展し、官憲と衝突し、逮捕者を出す騒ぎに発展してゆく。(1)(3)(5)

一方、この年足尾銅山の採掘、選鉱、銅製錬技術は**バリ万博**で大賞牌を受賞しており、同時に鉱害防除について「**此命令ハ鉱毒除害工事ナリ、現在此問題ニ就キ実地研究セルハ全世界中獨リ当山ノミナレバ、其一班ヲ公ニシテ汎ク鉱業諸家ノ参考ニ供スルモ亦無益ナラザル可シ**」と報告している。(10)

一九〇一年(明治三十四年)田中正造はこれまで足尾銅毒問題の政治的解決を図ろうと奔走するも、仲間である当時の憲政党内閣にも期待を持たないことを悟り、議員を辞職し、天皇直訴によって世間に訴えようとするのであった。この行動により、マスコミ初め、多くの知識人の支持を受けることとなった。(1)(3)

この年にこれらの状況を受けて**第四回鉱毒予防工事命令**が出されているが、第三回予防工事で一番問題であった脱硫塔の更なる改善命令であった。

一九〇二年(明治三十五年)政府は**足尾銅山鉱毒事件調査委員会(第二次)**を召集している。この委員会では**第三回鉱毒予防工事**の評価が報告されている。その一部には「**渡良瀬川本流河床ノ土砂及足尾銅山付近ニ於ケル諸溪流ノ水ニ銅分含有スルコト多キヲ見ル然レドモ足尾銅山現**

業ヨリ排出スル水中ノ銅分ハ微量ナリ故ニ銅分ノ根源ハ明治三十年豫防命令以前ニ於ケル鉱業上ノ排出物ノ足尾銅山一帯ノ地域及渡良瀬河床ニ残留スルモノ其ノ大部分ヲ占メ足尾銅山現業ニ起因スルハ比較的小部分ニ過サルヲ知ル」とあり、第三回予防工事は有効であり、抜本的な補修は不要であると結論し、足尾銅山の鉱業継続を容認している。(14)

同時に、煙害については脱硫塔の不備を認めながら現時点では最善のものとして改善を目指すとし、沈殿池、堆積場の不完全さも指摘し、改善を求めるとともに、造林事業については煙害により、今後も厳しい状況にあるとしている。

一方、渡良瀬川流域の被害状況も報告されているが、ここでは移住問題、さらには後の渡良瀬遊水地の原点である治水問題についても触れている。(3)(4)(8)(14)

調査会は翌年これらの問題を精査し、**第五回鉱毒予防工事命令**を下している。足尾銅山は銅製錬の近代化を他銅山に先駆けて完成させる一方で、日本で最初の鉱害に直面し、世界初の鉱害防止にも取り組んでいる。(10)(14)

鉱害問題は年表に見るように足尾銅山に限ったことではなく別子、小坂、日立各銅山でも発生している。

それらの銅山では煙害による鉱害が中心であったのに対し、足尾銅山では煙害で廃村になった松木村のみならず、総延長距離一〇キロという渡良瀬川流域に鉱毒水による甚大な被害が起ったことにより被害民の生活権のみならず、人権侵害、更には生命さえも奪うという悲惨な状況を引き起こしている。(1)(3) 他の銅山では被害地が近く、異変を早い段階で察知でき、示談を初めとした交